

# 第263回鳥取県内水面漁場管理委員会

## 議事次第

日時 平成27年10月13日（火）午後2時00分から  
場所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス（2階）

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事録署名人の指名

### 4 議事

- (1) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の許可について（諮問事項）
- (2) 湖山池の状況等について（報告事項）
  - ①湖山池の水質の状況等について
  - ②湖山池漁協ヤマトシジミ漁獲高推移
  - ③コノシロの斃死事例について
- (3) 鹿野河内川保護協会について（報告事項）
- (4) 平成27年 地方分権改革に関する提案事項  
「漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止」の進捗状況について（報告事項）

### 5 その他

### 6 閉会

## 第263回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

### 〈委員会〉

(任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	足立 憲信 あだち よしのぶ	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	小林 功 こばやし いさお	千代川漁協代表理事組合長		
	佐藤 英夫 さとう ひでお	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	小谷 知載 こだに ちとし	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	水谷 由香里 すいたに ゆかり	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	川原 三紀子 かわはら みきこ	元米子高校非常勤講師		
	桐原 貴希 きりはら たかき	日本自然保護協会自然観察指導員		
	番原 昌子 ばんばら まさこ	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員（非常勤）		

### 〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	三木 教立
鳥取県農林水産部水産振興局水産課水産振興室	室長	早瀬 讓
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	渡辺 秀洋

### 〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	小畠 正一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	蟻坂 亮子	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

# 資料 - 1

## 千代川水系漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権 遊漁規則の変更認可について

### 1 今回の変更内容

#### (1) 漁具又は漁法の制限

地区及び遊漁者からの要望に応えるため、平成28年度から八頭郡智頭町地内（八頭郡智頭町大字南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域）において友釣り専用区を一箇所設定する。

期間は6月15日までから7月31まで。

※同内容で行使規則の変更許可申請済み

### 2 実施時期

平成28年2月1日より施行する。

### 3 認可に係る審査基準

#### ・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	該当無し

#### ・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
議会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者の内過半数以上の賛成	○

(参考) 総代の人数 95名

#### ・水産庁通知（技術的助言：平成24年9月7日付24水管第1419号）

##### 5 遊漁規則の認可（抜粋）

(1)～(2) 略

(3) 遊漁規則の認可に関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に基づく審査基準を作成し、その基準に従い審査を行う必要があります。基準の中には、(2)の申請書及び添付書類も盛り込んでください。審査に当たっては、法第129条第5項に基づき、以下の事項を具体的に審査し、認可の可否を決めてください。

「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外をいうものと解されます。したがって、

ア 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採

- 捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではありません。
- イ 水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止等からみて採捕者の数を制限する必要があり、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具漁法の使用を禁ずることは不当ではありません。
- ウ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当です。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当です。
- エ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当です。

# 諮詢

鳥取県内水面漁場管理委員会

千代川漁業協同組合から別添写しのとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮詢します。

平成27年9月16日

鳥取県農林水産部水産振興局長 三木 敦立



様式第4号



遊漁規則(変更)認可申請書

平成27年9月1日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取市河原町長瀬34-5

千代川漁業協同組合

代表理事組合長 小林 功



平成25年9月3日鳥取県告示第662号によって公示された内共第1号に係る第5種共同漁業権について、別添のように千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

**添付書類**

**変更理由書、新旧対照表、変更後の遊漁規則、総代会議事録の写し**

## 遊漁規則変更理由書

1、八頭郡智頭町地内において、当該地区及び遊漁者の要望を踏まえて平成28年度から新たに友釣り専用区を1箇所設定する。期間は6月15日から7月31日まで。

## 内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更 新旧対照表

### 変 更 案

#### 第1条から第2条 (省略)

(漁具又は漁法等の制限)

#### 第3条

1 (省略)

2 (省略)

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣専用区」という。）においては、6月1日（3及び4の区域については6月15日）から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	(省略)
2	(省略)
3	(省略)
4	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域

#### 第4条～第11条 (省略)

#### 附則

1 (省略)

2 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の4の区域に係る変更は平成28年2月1日から施行する。

### 現 行

#### 第1条から第2条 (省略)

(漁具又は漁法等の制限)

#### 第3条

1 (省略)

2 (省略)

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣専用区」という。）においては、6月1日（3の区域については6月15日）から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	(省略)
2	(省略)
3	(省略)

#### 第4条～第11条 (省略)

#### 附則

1 (省略)

# 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則(H27変更後)

## (目的)

第1条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第7条第1項、第2項及び第3項に定める額を同条第4項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

## (漁具又は漁法等の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。

- 一、さお釣り
- 二、手釣り
- 三、やす
- 四、徒手採捕
- 五、たも網
- 六、投網
- 七、鵜川
- 八、四つ手網
- 九、川舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
四つ手網	1人1統とすること。
鵜川	1人1統とし、従事者は6人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣専用区」という。）においては、6月1日（3及び4の区域については6月15日）から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	鳥取市用瀬町古用瀬の新用瀬橋下流端から3,870メートル下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域
2	八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域
3	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域
4	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こ い	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

採捕を禁止する 河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て。なお、さお釣りには引懸(ゾロ)を含む。	6月1日から同月14日まで
上記以外の区域(ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。)	投網	6月15日から同月30日まで
	さお釣(引懸(ゾロ)に限る。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て	11月1日から翌年1月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字市瀬鳥巣のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤（関谷堰）上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1月 1日から
八頭郡八頭町島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	12月 31日まで
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流提から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 <u>240メートル</u> の地点と上流535メートルの地点の間の区域	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4月 1日から 6月 30日まで
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1800メートルの区域	9月 26日から 11月 10日まで
鳥取市秋里の潮止えん提上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月 1日から 5月 31日まで

(全長制限)

第6条 やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

## (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等		期間	遊漁料
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等		年間	8,000円
			1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り等		年間	5,000円
			1日限り	3,000円
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)		年間	12,000円
	鵜川		年間	50,000円
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年間	5,000円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年間	8,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)		年間	30,000円

② 平成26年2月1日以降適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等		期間	遊漁料
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等		年間	9,000円
			1日限り	3,500円
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り等		年間	5,500円
			1日限り	3,500円
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)		年間	13,500円
	鵜川		年間	55,000円
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年間	9,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)		年間	33,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

区分	遊漁料
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円

② 平成26年2月1日以降適用

区分	遊漁料
75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,500円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,700円

3 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また本条第2項各号の適用を受けた70歳以上の者又は75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34-5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

（遊漁証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

裏面 の 注 意 書 き を 読 ん で 下 さ い	No. 遊漁証		25
	※遊漁証の再発行は理由の如何に係わらず致しません。		
	住 所	市 町 郡 村	
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 生	
	遊漁料金	一金 円也	
	有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
	交付場所		
	平成 年 月 日		
千代川漁業協同組合長 			

(注) 1 最上段の右欄には発行年度が入る。

2 溪流の遊漁証の場合は、最上段の「遊漁証」の右側に「溪」が入る。

裏

注 意 事 項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則及び鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間（別に禁止区域は期間があります）

- ・いわな、やまめ 10月1日から2月末日まで  
にじます、あまご
- ・こい 5月15日から6月14日まで

あゆ	智頭・若桜	2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで
	上記以外の地区	9月26日から翌年5月31日まで (※佐治は9月26日から翌年6月14日まで)

- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

- 第10条 漁業監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- 2 漁業監視員は、次の様式による漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

漁業監視員証

氏名 ○○○○

注意事項

本証は漁業の際必ず携帯のこと。  
本人以外には使用できません。

裏

組合員之証

第〇〇〇〇号

住 所：

氏 名：

生年月日： 年 月 日

千代川漁業協同組合 印

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

1 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の3の区域に係る変更は平成27年2月1日から施行する。

2 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の4の区域に係る変更は平成28年2月1日から施行する。

## 第42回通常総代会議事録

1. 召集通知年月日 平成27年4月 6日
2. 開催年月日 平成27年4月19日午後1時30分
3. 開催場所 鳥取市河原町渡一木277  
「河原町中央公民館 大講堂」
4. 総代の員数 95名
5. 出席した総代の員数 本人出席75名、書面による出席5名 計80名
6. 出席した役員の氏名  
(理事) 小林功、西村良清、田川久雄、村田好信、西田正人、古田一則、木下清孝、小林義實、稻田純一郎、中島敏之、武部功、寺崎健一、木村一実  
(監事) 前田耕二、大呂辰夫、戸井史朗
7. 欠席した役員の氏名  
(理事) 松島忠典 (監事) なし
8. 議長の氏名 水本正人
9. 議事録を作成した理事の氏名 小林功
10. 組合長挨拶、出席総代数の報告及び議長選出の経過

定刻に至り、秋本参事が開会を宣言の後、小林功代表理事組合長が「総代への出席のお礼、来賓への臨席及び日頃の指導へのお礼。平成26年度の鮎の漁況は、特に天然鮎の遡上量が例年になく少なく、組合員や遊漁者の期待に応えられないものであった。これは、鮎の遡上量の減少に加え、工事等による河川の構造変化や水質の汚濁など水産動植物の生息環境の悪化などが大きな要因となっていると考えられます。しかもこれらの要因は相互に関連し、我々組合や組合員の努力だけでは解決し難い課題も存在しているとも思われます。

そのような中で、組合は増殖を目的とした鮎・溪流魚の放流、鮎の産卵場の造成、カワウの防除・駆除対策、河川清掃、千代川漁業対策協議会を通じた工事に伴う河川環境の改善対策等に取り組んでまいりました。また26年度から、鮎資源の保護を目的とし、一部上流部を除き11月1日以降の再解禁を行わないこととしました。

しかし、漁の豊凶の目安となる遊漁証売上金額は、過去10年間で平成24年度、平成19年度に次ぐ低い額に止まりました。ただ平成26年度は20年ぶりに遊漁料金を引き上げましたので、実質的には過去最低の売上金額と言えます。このため、およそ210万円の当期損失を計上し、平成19年以来8年連続で積立金の取崩しを余儀なくされました。

平成27年度につきましては、昨年度の鮎の不漁等を考慮し鮎・溪流魚の放流量は前年と同量としました。また、本年初めての試みとして、千代川産鮎の育成をめざし昨年千代川から採捕した親鮎を使い産卵、孵化、育成させた鮎苗の放流に取り組みます。また、放流方法についても、やまめ成魚の放流時期を従来の解禁前の2月から、解禁後の3月に変更しました。遊漁者や組合員の皆様から多くのご意見をいただき、注目されました。また、鮎についても昨年の経緯を踏まえ、1地区ですが7月に放流を行うこととするなど、新しい取り組みも試行しています。さらに、本年から友釣り専用区を若桜地区に設定しましたが、来年から智頭地区にも設定するための規則変更も提案させていただきます。さらにルアー、フライ専用区を若桜地区に設定するなど、遊漁者の誘致策を進めているところです。一方で従来からの取り組みとして、鮎産卵場の造成とそれに引き続くカワウの追払

い・駆除、遡上期のカワウ等防除対策、組合員による監視と外部委託監視、千代川漁業対策協議会を通じた河川環境改善対策などにも着実に取り組んでまいります。本日は、定款の変更、行使規則・遊漁規則の変更など12の議案をご審議いただくこととしております。

今後も、一層の経費の削減と収入の確保等により積立金依存の組合経営から脱するべく取り組みますので、組合員の皆様特に総代の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。」旨の開会挨拶を行った。

続いて鳥取県農林水産部水産課小畠正一課長が来賓挨拶を行い、秋本参事が同行の同課渡辺秀洋係長を紹介した。

日程に従い、秋本参事が本日現在の総代数が95名で、午後1時40分現在の出席総代数は本人出席73名、書面による出席5名の合計78名で、定款第43条の4第2項で準用する第37条により、本総代会が成立していることを報告した。

続いて、小林組合長が議長の選出について議場に諮ったところ「執行部一任」の発言があり、河原地区総代 水本正人さんを提案し議場に諮り決定した。

水本正人議長は登壇のうえ、就任の挨拶を行い議案審議に入った。

### 1.1. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

水本議長：議事の進行について、まず議案審議については第1号議案を単独で、第2号議案と第3号議案を一括で、第4号議案から第6号議案まではそれぞれ単独で、第7号議案から第12号議案までの6議案は関連がありますので一括で審議する旨、また議決の方法については全て挙手で、さらに第1号議案、第2号議案及び4号議案については、定款の定めにより出席者の議決権の3分の2以上の多数により決し、他の議案については出席者の議決権の過半数で決することを報告した。

次に質問、意見を述べる場合は、挙手のうえ議長の指名により発言すること、発言の際は地区名、氏名を明らかにすることをお願いした。

#### (第1号議案)

水本議長：「第1号議案 定款の一部変更について」を上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：昨年の総代会で、組合員数も相当減少していることもあります、役員定数を減らしてはどうかとのご意見がありました。現在の役員定数は平成19年度から適用しているのですが、ご意見のように当時と比べ半分程度の組合員数になっております。また一方で各地区との連携を行うためには理事数は12名は必要ではないかとの考え方もあり、それらを踏まえ理事会において協議した結果、提案のように理事数を14人から12人に削減する案を出させていただきました。

また、第46条の2（理事会の報告事項）に内部監査の結果という項目があります。ここでいう内部監査とは、組織の内部（一般には職員）が他の部署から独立した立場で、組織内の業務遂行を検査することであり、本組合のような職員体制では現実の問題として行い得ないことがあります。従ってこの項目の削除を提案させていただきました。よろしくお願いいたします。

変更の内容については総代会議案4ページにより説明し、また2ページにより決議案と附帯決議案を朗読説明した。

水本議長：第1号議案の提案説明が終わり、議場に質問・意見があるか諮ったが発言はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

「第1号議案 定款の一部変更について」の決議案、附帯決議案に賛成の方、反対の

業対  
定款  
す。  
べく  
す。」  
  
同課  
  
総代  
で準  
  
言が  
  
議  
議  
決の  
よ  
て  
  
の際  
  
し  
る  
こ  
り  
2人  
け  
と  
よ  
義案  
く、  
付の

方の挙手を求めた。その結果、賛成は75反対はなしで、賛成が議決権の3分の2以上であり第1号議案は提案のとおり決定した。

(第2号議案、第3号議案)

水本議長：「第2号議案 内共第1号第5種共同漁業権行使規則の一部変更について」、「第3号議案内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について」を上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：この2件の議案は、智頭地区に友釣り専用区を設定するための変更です。変更の内容については総代会議案5ページから7ページにより説明し、また2ページにより決議案と附帯決議案を朗読説明した。

水本議長：第2号議案及び第3号議案の提案説明が終わり、議場に質問・意見があるか諮つたが発言はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

「第2号議案 内共第1号第5種共同漁業権行使規則の一部変更について」の決議案に賛成の方、反対の方の挙手を求めた。その結果、賛成は77反対はなしで、賛成が議決権の3分の2以上であり第2号議案は提案のとおり決定した。

続いて、第3号議案「第3号議案内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について」の決議案、附帯決議案に賛成の方の挙手を求めた。賛成が議決権の過半数と認め第3号議案は提案のとおり決定した。

(第4号議案)

水本議長：「第4号議案 組合員の除名について」を上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：組合員の除名につきましては、定款第15条に「組合員が次の各号の1つに該当するときは、総会（または総代会）の議決によって除名することができる」と定められており、除名に該当する事項として「出資の払い込み、賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき」という項目があります。

今回の除名はこの項目に該当するもので、除名対象者については個人名は差し控えますが、除名者数は鳥取地区2名、旧気高地区1名、河原地区1名、智頭地区2名、八東地区5名、国府地区1名の計12名です。

賦課金未納の方々に対しては、直接本人に又は地区を通じて賦課金の納入督促を行いましたが、平成27年1月末（26年度末）までに納入いただけませんでした。

組合としては、この取扱いについて平成27年1月13日に開催した組合員資格審査委員会及び1月16日開催の理事会でその状況を報告するとともに、3月17日に開催した平成27年度第1回理事会で、除名の措置はやむを得ないとして総代会に議案として提出することが出席理事全員の賛成で決定されております。

従って、「決議案 定款第15条により賦課金未納者は除名処分とする。」との提案をさせていただきました。

水本議長：第4号議案の提案説明が終わり、議場に質問・意見及び除名対象者からの異議があるか諮つたが質問・意見及び異議はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

「第4号議案 組合員の除名について」の決議案に賛成の方、反対の方の挙手を求めた。その結果、賛成は78反対はなしで、賛成が議決権の3分の2以上であり第4号議案は提案のとおり決定した。

### (第5号議案)

水本議長：「第5号議案 鳥取県内水面漁業協同組合連合会からの脱退について」を上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：鳥取県内水面漁業協同組合連合会（県内漁連）は、「会員が協同して経済活動を行い、所属員の漁業の生産効率の向上等その他事業の振興を図り、もって所属員の経済的、社会的地位を高めること」を目的としております。現在県内の河川漁協2組合（千代川漁協・日野川水系漁協）と湖沼組合（湖山池漁協・東郷湖漁協）2組合の計4組合が加入しており、中部の天神川漁協は平成21年度末（平成22年3月末）に脱退しております。

本組合としては、年度の賦課金が44万円であり、これに見合った事業効果が見られない、また行政等への要請についても県内漁連として統一しなくとも、それぞれの漁協が行えば対応いただけるのではないかなど総合的に判断し、理事会での決定を受けてこのたび県内漁連からの脱退を提案させていただきました。提案のとおり決定いただくようお願いいたします。

水本議長：第5号議案の提案説明が終わり、議場に質問・意見がないか諮詢したが質問・意見はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

「第5号議案 鳥取県内水面漁業協同組合連合会からの脱退について」に賛成の方の挙手を求め、賛成が議決権の過半数と認め第5号議案は提案のとおり決定した。

### (第6号議案)

水本議長：「第6号議案 平成26年度貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び事業報告について」を上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：総代会議案8ページから30ページにより説明。最後に決議案を朗読説明した。

水本議長：監事の監査報告を求めた。

前田代表監事：総代会議案31ページにより報告を行った。

水本議長：第6号議案の提案説明が終わり、議場に質問、意見を求めた。

河原・山田総代：将来に向かって発展する千代川漁協の態勢整備が必要と記されているが、青写真のようなものはあるのか。現状は積立金頼りになっているので、これではいけないので、改革の必要がある。態勢整備が必要ならそれなりの案が必要。また、組織図の中に総務委員会と河川環境整備委員会があるが、位置づけ及びどのような役割を担っているのかお聞きしたい。昨年は天然遡上もなく千代川始まって以来の不漁だったが、事業報告では、総務委員会、河川環境整備委員会とも1回しか行われていない。

小林組合長：改革という事でしたが、総代会、役員会で種々検討しながら行っている。一番簡単な方法は、皆さんにご理解いただけるかどうかだが、放流量の削減だ。挨拶でも申しましたように、遡上が多く放流をあまりしなくて良い河川もある。千代川においては、河川環境が悪かったりして遡上がり少ない。放流量は最高時は10トンだったが、現在7トンまで下げている。1トンで3,500千円から3,600千円費用が掛かる。1トン減らせば赤字は解消できるが、それでは組合員、遊漁者のご希望に副えないということもあります。役員会で種々検討しながら運営を行っているのでご理解をいただきたい。

秋本参事：数年前に理事会で中期計画を策定した。その当時から赤字をどう解消するかが課題でした。方法としては、放流量の削減が一番です。鮎と溪流魚の收支を試算すると、圧倒的に鮎の方が効率が悪い。鮎の方がコストがかかっているわけです。溪流について

は、放流経費のかなりの部分は遊漁証売上で回収できる。そういうことも含めて検討しています。一方平成25年に35年までの漁業権を更新したのですが、この10年間は当然のことながら増殖義務が発生する。増殖義務の数量は相当な幅がありますが、それなりの放流が必要になる。毎年赤字を計上していると、平成35年までの10年間は対応できると思いますが、その後はどうするのかという問題もあります。

委員会の件ですが、委員会は規約に定めています。第24条に理事会の諮問機関としておくことが出来ると規定されている。さらに委員は理事会の承認を得て組合長が委嘱し、組織運営はそのつど定めることとなっている。現在、14名の役員の内正副組合長を外し6名ずつの委員となっている。総務委員会は、当年度の事業報告・決算の検討、翌年度の予算・事業計画の検討が主な業務です。河川環境整備委員会は、河川環境の改善に係る千代川漁業対策協議会への出席（委員長のみ）、産卵場の造成とこれに係るカワウの追払い・駆除、夜間監視の検討実施が主となっている。さらにこれ以外に、重要案件の対応のため、正副組合長と両委員長で4役会議を構成し、理事会前の検討とか理事会を開催する余裕がないときには対応を決定することなどが役割になります。

水本議長：ご理解いただけましたか。

河原・山田総代：まあそれで良いですが、出来れば各委員会の活動を事業活動に掲載して欲しい。カワウの件ですが、9月26日から禁漁になるのでその時は川に人がいない。あちらこちらにカワウの集団が見受けられるので、根本的な対応たとえば銃の駆除等を行い撲滅して欲しい。花火で嚇しても戻ってくる。銃で駆除して欲しい。県水産課長の挨拶にありました漁期を繰り下げる変更は、カワウの対策にもなるので即刻行って欲しい。

秋本参事：カワウについて、銃で駆除できる数は知っている。花火による追い払いとか、カワウは人を嫌うのでたとえば日を設定して一斉追払いを行うとか、様々な手法を組み合わせて対応する必要があると思う。全て銃による駆除に頼ることでは難しいと考えます。

河原・山田総代：もう1点。昨年9月に県の主催の講演会があった。放流を行わず天然遡上で賄っている組合が紹介されていたそうです。他の組合の状況等を視察し良い点は導入してはどうか。要望です。

水本議長：ご意見として伺っておきます。その他の質問、意見を求めたが発言はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

「第6号議案 平成26年度貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び事業報告について」の決議案に賛成の方の挙手を求め、賛成が議決権の過半数と認め第6号議案は提案のとおり決定した。

#### (第7号議案から第12号議案)

水本議長：「第7号議案 平成27年度事業計画について」「第8号議案 平成27年度経費の賦課及び徴収方法について」「第9号議案 平成27年度漁業権行使料の賦課及び徴収方法について」「第10号議案 平成27年度理事及び監事の報酬額について」「第11号議案 平成27年度借入金最高限度額について」「第12号議案 平成27年度余裕金の預け入れ先について」の6議案を一括上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：総代会議案32ページから38ページ並びに2ページから3ページにより第7号議案から第12号議案の内容および決議案・附帯決議案を説明した。

水本議長：第7号議案から第12号議案の提案説明が終わり、議場に質問、意見を求めた。

吉村総代（鳥取）：まず県栽培漁業協会育成の鮎苗の件ですが、現状の生育状況をお教えいただきたい。次に、今年のやまめの成魚放流については、足元も良く良い時期に変更し

ていただいた。ヤマメ・イワナの放流苗については現在私都養殖漁業生産組合と小泉川養魚場から仕入れているが、3年から5年に1回は雄を変えていただきたい。他の地区も考えておられると思うが、例えば私都養殖漁業生産組合産と小泉川養魚場産を入れ替えることを行って貰えないか。回答は後日文書でお願いしたい。

水本議長：文書で回答をという事なので、執行部はよろしく取り計らいください。

秋本参事：県栽培漁業協会の鮎の件ですが、3月に行って見ました。その後も順調に育っていると聞いている。

小林組合長：やまめ成魚の放流について親を変えて欲しいとの要望がございました。検討のうえ回答をさせていただきます。

水本議長：他に質問・意見を求めたが発言はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

採決はそれぞれの議案ごとに行なうことを告げ、まず「第7号議案 平成27年度事業計画について」の決議案および附帯決議案に賛成の方の挙手を求めた結果、賛成が議決権の過半数と認め第7号議案は提案のとおり決定した。

水本議長：「第8号議案 平成27年度経費の賦課及び徴収方法について」の決議案に賛成の方の挙手を求めた結果、賛成が議決権の過半数と認め第8号議案は提案のとおり決定した。

水本議長：「第9号議案 平成27年度漁業権行使料の賦課及び徴収方法について」の決議案に賛成の方の挙手を求めた結果、賛成が議決権の過半数と認め第9号議案は提案のとおり決定した。

水本議長：「第10号議案 平成27年度理事及び監事の報酬額について」の決議案に賛成の方の挙手を求めた結果、賛成が議決権の過半数と認め第10号議案は提案のとおり決定した。

水本議長：「第11号議案 平成27年度借入金最高限度額について」の決議案に賛成の方の挙手を求めた結果、賛成が議決権の過半数と認め第11号議案は提案のとおり決定した。

水本議長：「第12号議案 平成27年度余裕金の預け入れ先について」の決議案に賛成の方の挙手を求めた結果、賛成が議決権の過半数と認め第12号議案は提案のとおり決定した。

議事が全て終了し議長降壇の後、西村副組合長が閉会の挨拶を述べ、秋本参事が閉会を宣言した。時に午後3時16分。

以上議事の経過及び結果を明確にするため、議長及び出席した理事が署名押印する。

平成27年4月19日

議長

代表理事組合長

副組合長理事

水本正人

小林功

西村良清

、泉川  
の地区  
へれ替

きつて  
討の

た。  
事業  
が議

賛成  
した。  
決議  
のと

賛成  
り決

の方  
定し

成の  
決定

宣言し



理

事

田 久 勝



理

事

林 田 好 信



理

事

西 田 正 人



理

事

古 田 一 则



理

事

木 下 清 考



理

事

小 林 義 賀



理

事

稻 田 純 一 郎



理

事

中 野 敏 之

理

事

武 部 功



理

事

寺崎 健一



理

事

木 村 一 実



代表監事

前田耕二



監事

大名辰夫



監事

戸井史朗





卷之三





## 湖山池の水質の状況等について

## 1 今夏の水質の状況

塩分濃度 (下グラフ参照)	・8月24日時点で塩分濃度は4,850mg/Lであり、将来ビジョンに定める上限5,000mg/Lに近づいている。 ・今後の降雨の状況等により5,000mg/Lを超過する可能性がある。
水質の動向 (汚濁度/COD等)	・今年は、大規模な赤潮等が発生しておらず、過去3年間で最も低めの数値で推移している。
溶存酸素	・湖山池内は、最深部を中心に水深3.5m以深の広範囲で貧酸素状態(3mg/L以下)になっている。 ・湖山川は、おおむね確保できている。(3mg/L以上)



## (塩分濃度の推移と要因)

- ・7月初旬までは3,000mg/L前後で推移。
- ・7月中旬からは、気象条件(少雨、高潮位による逆流)及びコノシロ鱗死※への対応による緊急避難的な操作(水門の開度アップ)により上昇。
- ・8月も少雨、高潮位による逆流の多発が継続。湖山川や浅場の溶存酸素を確保する最小限の開度とした水門操作を実施したものの上昇傾向で推移。

※宍道湖等でも過去に事例報告があるコノシロ特有の産卵期の疲弊に伴う鱗死と推察

## 2 秋に向けた水質管理の方針

- ・貧酸素化による魚介類の鱗死を避けるため、溶存酸素確保に配慮しつつ、塩分濃度をビジョンで定める5,000mg/L以下に抑えるよう、最小限の開度としたよりきめ細かな水門操作を継続する。
- ・塩分濃度が5,000mg/Lを超えると赤潮の発生等が懸念されるため水質調査等の監視を強化する。

## 3 今後の対応(現状を踏まえての主な取組予定)

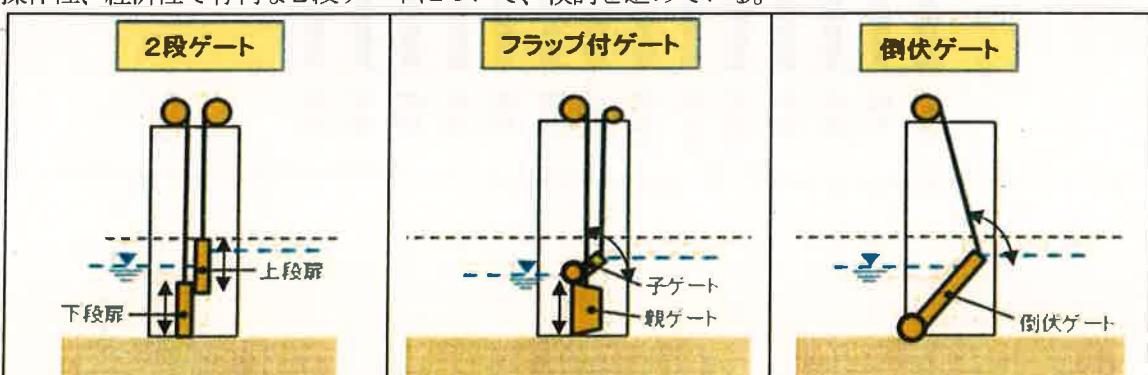
【新規】今夏の魚鱗死(コノシロのみ)の原因究明などの調査を進める。(H28年度着手)※詳細は別紙

【継続】水門改築を着実に進める。(H28年度本体着手予定)

【継続】環境モニタリングの継続と各種水質浄化対策等を着実に進める。

## (参考) 水門改築検討状況

操作性、経済性で有利な2段ゲートについて、検討を進めている。

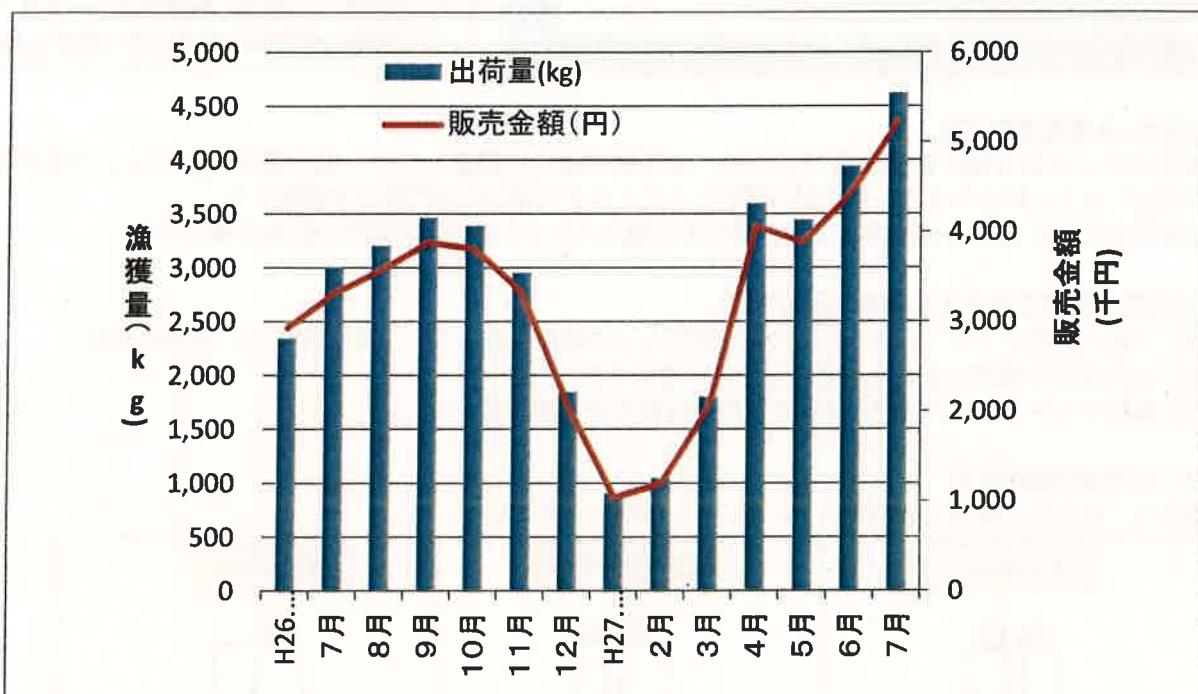


操作性	○ 各々の単独操作が可能で操作の自由度が高い	○ 親子扉、各々の操作が可能で操作の自由度が高い	✗ 下部が固定のため操作の自由度が低い
改築費	○ 既設門柱を利用でき安価	○ 既設門柱を利用でき安価	✗ 門柱を新設する必要があり高価
維持費	○ 構造が単純なため安価	✗ 構造が複雑なため高価	✗ 構造が複雑なため高価
総合	○	△	✗

湖山池漁協ヤマトシジミ漁獲高推移  
(H26年6月～H27年7月)

資料－2 (2)

	月	出荷量(kg)	販売金額(円)
H26	6月	2,347	2,931,797
	7月	2,996	3,314,407
	8月	3,207	3,577,044
	9月	3,466	3,886,171
	10月	3,390	3,813,826
	11月	2,952	3,330,428
	12月	1,847	2,074,283
	計	20,205	22,927,956
H27	1月	904	1,042,740
	2月	1,046	1,198,075
	3月	1,801	2,043,645
	4月	3,599	4,062,880
	5月	3,444	3,884,940
	6月	3,939	4,427,353
	7月	4,622	5,233,305
	計	19,355	21,892,938



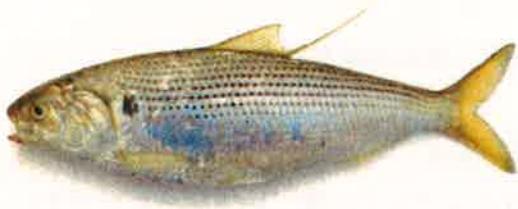
## コノシロの斃死事例について

栽培漁業センター

## 1 斃死原因

湖山池で平成27年6月から7月にかけ斃死したコノシロについて、下記の理由から斃死原因是産卵期の疲弊によるものと推察される。

- ・疾病検査を数回行ったが、病変症状、病原菌等は確認されず。
- ・斃死したコノシロは生殖腺が発達しているか産卵後であった。
- ・斃死している期間がコノシロの産卵期と一致している。
- ・宍道湖でも時々コノシロの大量斃死が発生するが、島根県水産技術センターでは斃死原因を「産卵生態（産卵後の疲弊）が大きく関与して起きたものと考えられる」と報告している。



コノシロ写真 (WEB図鑑より)

成魚の体長は、30cm前後になる



疾病検査を行ったコノシロの状況

H27.6.7 生殖腺が萎縮（産卵後）

## 2 今後の対応

コノシロは深場で産卵する習性があるが、産卵期を迎え疲弊した状態で、池の底層貧酸素の影響受けて斃死した可能性があることから、これを確かめるための調査を実施する。

⇒ 産卵期におけるコノシロの斃死時に湖山池の深場に刺し網を設置し、コノシロを採捕する。

下記のとおり代表者に聞き取り及び現地確認を行った結果、規則等で規制することは難しいと判断。

現地確認日：平成27年5月14日

聞き取り日：平成27年8月25日

#### 【理由】

- ・魚の体長制限を20センチ以上としていることについては、今のところ釣り人に「お願ひ」という形で、強制はしていない（県の調整規則では15センチ以上としている）
- ・県には今のところ、保護協会についての苦情は寄せられていない
- ・県の内水面漁業調整規則も承知した上で運営にあたっている
- ・地域にも説明し、共通認識となっている

#### 【鹿野河内川保護協会について】

- ・協会設立は今年3月。設立前には鳥取市に相談したが、現在は話をしていない
- ・魚の体長制限と保護区域を設けている
- ・会員は30人。会員の負担する放流費用で相当効果がある
- ・水産庁の出している「渓流漁場のゾーニング管理マニュアル」に基づいてゾーニングを行っており、将来的には魚を放流しなくてもよいようにしたい

(参考) 協会で設置している看板



## 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答 重点事項通番：24

管理番号	217	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

## 求める措置の具体的な内容

漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 【具体的な支障事例】

内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮詢・答申、⑤規則改正認可申請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。

規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、处分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。

## (参考)

平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。

現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。

## 【制度改正の必要性】

広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。

## 根拠法令等

漁業法第65条第7項

水産資源保護法第4条第7項

## 各府省からの第1次回答

漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条の委任を受け、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、都道府県知事が定めるものである。

具体的には、許可漁業の対象、小型魚や産卵期の親魚の採捕の禁止、効率的な漁具・漁法の禁止などの措置とそうした規定に違反した場合の懲役若しくは罰金・科料などを定めている。

このため、地域ごとに異なる水産資源の状況や漁業者の実情を踏まえ、各都道府県で定めるものではあるが、我が国全体として水産資源の保護培養や水面の総合的利用を図る上で、以下の点を担保する必要がある。

- ①特定の地域の資源であったとしても乱獲に陥る状況を回避する措置
- ②地域ごとに行う規制の方法が不平等にならない措置
- ③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置

したがって、漁業調整規則の制定や改正については、第1号法定受託事務に位置づけ、農林水産大臣の認可に係らしめているものであり、「広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられない」との考えは、漁業調整規則の制定の趣旨に鑑みれば適当でない。

また、農林水産大臣の認可に際しては、上記のように広域的な見地から漁業調整上の支障がないかについて及び不当に義務を課し又は権利を制限する規定を有していないかなどについて、標準処理期間を30日と定めて審査しており、「早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない」との指摘は当たらない。

以上のことから、当該提案を検討することは非常に困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

我が国全体として以下の3つの事項を国が担保する必要があるという点についての見解

- ①特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について

乱獲にならないよう、県の試験研究機関等が行った調査結果等の科学的数据等に基づく十分な検討を行っており、県でも十分判断可能と思われる(補足資料参照)。

- ②規制の方法が不平等にならないこと

規則改正にあたっては、他県の規則内容の確認を行い慎重に判断している。また、近隣県の規則を比較してみると、同一魚種であっても禁止期間や体長制限に相違があり、現在でも規制内容に統一性がみられないことから(補足資料参照)、届出制度に移行したとしても不平等となる可能性は無いと考える。

- ③罰則の重さの相違

漁業法第65条第4項で規定されている内容を適用しているため、地域間の相違は生じないと考える。

以上のことから、現状においても各県において資源管理や漁業調整に配慮した規則改正を行っており、とりわけ1県で完結する河川等については、各都道府県に委ねることは可能である。

併せて、内水面漁業調整規則を届出制度へ移行する場合には、国の審査基準をより具体化するよう提案する。

また、認可までの所要期間(約1年)は、認可の標準事務期間(30日)のことではなく、担当者レベルでの協議から農林水産大臣の認可までの国の通知及び法に基づく手続きを合わせた全期間を指しており、実際に本県では7ヶ月を要し、迅速な手続きが必要である。

## <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

高知県

○事前協議から4ヶ月で認可したケースがあるが、水産庁担当者による内容確認から認可まで2年を要したケースもあった。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○一県内で完結する内水面漁業調整規則については、基準を明確化することにより都道府県知事に判断をゆだねるべきではないか。問題が生じれば、事後的に地方自治法に基づく是正の指示を行えば足りるのではないか。

○認可を廃止した場合に、水産資源の保護培養や水面の総合的な利用を図ることができなくなるというのであれば、具体的な支障や科学的論拠等を明確にすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

1. 漁業調整規則の制定及び改正に当たって農林水産大臣の認可を必要とする理由
2. 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に対する考え方
  - ①特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について
  - ②規制の方法が不平等にならないこと
  - ③罰則の重さの相違
3. 改正事務の所要期間短縮について  
別紙にて回答。

## 217（漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止）に対する回答

### 1. 漁業調整規則の制定及び改正に当たって農林水産大臣の認可を必要とする理由

(1) 漁業法及び水産資源保護法は本来は自由に捕ることができる水産資源を、資源の保護培養や漁業調整といった公益的な観点から統一的に規制することが求められ、これを懲役、罰金等で担保しているものである。その上で、都道府県ごとに異なる漁業や生息する水産資源の状況に応じ、各地域ごとにきめ細やかな制限又は禁止の措置等を行うことができるよう、法律制定当時より漁業調整規則の制定・改廃を都道府県知事に委任し、これを農林水産大臣が認可することとなっている。仮に、漁業調整規則の改廃を国の認可にかかるしめなかつた場合、広域的にみて漁業調整上及び水産資源の保護培養上問題のある規制の改廃が行われるおそれがある。

(2) アユやモクズガニなど普段は内水面に生息している資源であっても、幼少期など成長過程の一部を海域で過ごすものが多く、地域的な広がりを有する集団として資源の維持がなされていることから、単に一つの県内のみを流れる河川かどうかといった地形的観点だけでは、資源に与える影響を判断することはできない。

このため、漁業調整規則の改正が行われる場合、県の区域に留まらず広域的な観点から地域の資源に影響を及ぼすおそれがないことを国が確認する必要がある。

(3) また、一つの県内のみを流れる河川や湖沼であっても、複数の県の遊漁者が利用している場合には、これら関係者への影響も考慮することが必要となる。

例えば、鳥取県の河川には、隣接県をはじめ他府県から相当数の遊漁者が来県し、アユやヤマメなどの釣りを行っていると承知しているが、これら関係者への影響についての調整の必要性の有無についても、国が広域的な観点から確認する必要がある。

(4) さらに、地方自治法に基づく是正の措置は、あくまでも事後的な関与であり、認可にかかるしめなかつた場合、

- ① 資源に大きなダメージが加わる
- ② 不適切な規制に基き懲役刑が科される
- ③ 同一の行為に対し罰則の重さが頻繁に変更される

といった事態が生じる可能性が否定できず、法的安定性が損なわれるおそれがある。

(5) 以上のことから、漁業調整規則の制定や改正に当たっては、農林水産大臣の認可が必要と考える。

### 2. 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に対する考え方

#### ① 特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について

提案県は「乱獲にならないよう、県の試験研究機関等が行った調整結果等の科学的数据に基づく十分な検討を行っており、県でも十分判断可能と思われる」との見解であ

るが、それだけでは、上記1の（2）、（3）にあるような広域的な観点からの地域資源に与える影響や広域的な調整の必要性を判断できるものとは言いがたいと考える。

### ② 規制の方法が不平等にならないこと

提案県は「規制改正に当たっては他県の規則内容の確認を行い、慎重に判断している」との見解であるが、例えば、これまで相談のあった事例で同一県内の他の河川とのバランス等も考慮していないケースも見られるなど、必ずしも他地域の規制内容の確認が十分であるとは言い難い。

また、提案県から同一魚種で地域ごとに規制内容に相違がみられる事例として挙げられているアユの解禁日等については、産卵時期の変化を反映したり、資源の保存及び有効利用を図る上で、自県においては隣県等よりも厳しい措置を講じたいとの当該県の考えを検討し、妥当と考えられる範囲で解禁日を6日遅くする等の改正を認可したものであり、地域性を考慮しつつ、6月1日からは近隣県全てで解禁とするという点で一定の統一性が維持されていると考えている。

### ③ 罰則の重さの相違

漁業法第65条第4項及び水産資源保護法第4条第4項は、規則で6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科を規定することができることとされていることから、認可にからしまぬ場合、制度的には都道府県間で相違が生じることが考えられる。

なお、漁業調整規則に違反した場合の罰則には、提案県が指摘した漁業法第65条第4項に規定する内容のみならず、漁業法第138条第6号及び水産資源保護法第36条第1号の規定（3年以下の懲役又は2百万円以下の罰金）もある。

## 3. 改正事務の所要期間短縮について

実質的に漁業調整規則の改正に要する期間については、どの時点から期間に算入するかという点だけでなく、改正に際して水産庁に相談するまでの都道府県側の準備状況、改正内容や条文数などによっても異なるため、県担当者から水産庁に対してはじめて相談があった時点まで遡って「改正に要する期間」とするならば、これを単純に比較することはできない。

なお、水産庁としては都道府県における漁業調整規則の制定・改廃が円滑に行えるよう、モデル例として内水面漁業調整規則例を提示するなどの対応をすでに実施しているところであるが、実質的に規則改正に要する期間の短縮につながるよう、今後、内水面漁業調整規則改正の事務手続きにかかる都道府県担当者への説明会の開催について検討することとした。

